

さらに

☆ これからは被保険者証1枚で医療を受けられます
(今までは、加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚)

☆ 医療と介護の新しい合算制度を創設しました
(今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
今後、これらに加え、両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定)

例:夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯

自己負担:年間60万円

自己負担:年間31万円
(29万円の軽減)

今まで

20年3月まで



自己負担 30万円

(医療費 710万円)

医療費の1割を負担。
ただし、毎月の負担の
上限あり。(このケース
では、2万4600円まで)

自己負担 30万円

(介護費 495万円)

介護費の1割を負担。
ただし、毎月の負担の
上限あり。(このケース
では、2万4600円まで)

この夫婦が
現役並み所得者なら
109万円
一般所得区分なら
98万円

これから

20年4月から



医療費と介護費の自己負担
を支払った後、保険者に請求

自己負担限度額(31万円)を
超えた額(29万円)を支給

保険者

この夫婦が
現役並み所得者なら
67万円(42万円の軽減)
一般所得区分なら
56万円(42万円の軽減)